



令和4年5月より「4.受給中の義務」が一部緩和されました。

住居確保給付金

抜粋版

離職・廃業や減収などにより住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

1.住居確保給付金とは

離職・廃業や減収等による困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※本制度は、申請に基づき狭山市役所担当部門にて審査の上、受給の可否が決定されます。
審査において必要な場合は追加書類等の提出を求めることがあります。

2.受給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 就労能力及び就労意欲があり、離職等又は減収により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業等をした日から2年以内である、または給与及び、収入を得る機会が個人の都合によらず減少した。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと。
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次頁の表の金額以下であること。
(収入には、年金・手当等の公的給付金を含む。)

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	81,000円	基準額（左記）＋家賃額（ただし、家賃額上限は、単身世帯43,000円、2人世帯52,000円、3～5人世帯は56,000円を上限とする。） ※6人以上は別途上限あり
2人	123,000円	
3人	157,000円	
4人	194,000円	
5人	232,000円	

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族等の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産	備考
1人	486,000円	基準額×6（上限100万円まで） ※左記の金融資産は、金融機関の預貯金及び現金のことをいう。 （債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。）
2人	738,000円	
3人	942,000円	
4人以上	1,000,000円	

- ⑥ 受給期間中は常用就職を目指した誠実且つ熱心な求職活動を行うこと。または、給与や収入を得る機会を増加させるため熱心な活動を行うこと。
- ~~⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が、実施する類似の給付等を、申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。~~
- ⑧ 申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと。

3.支給額

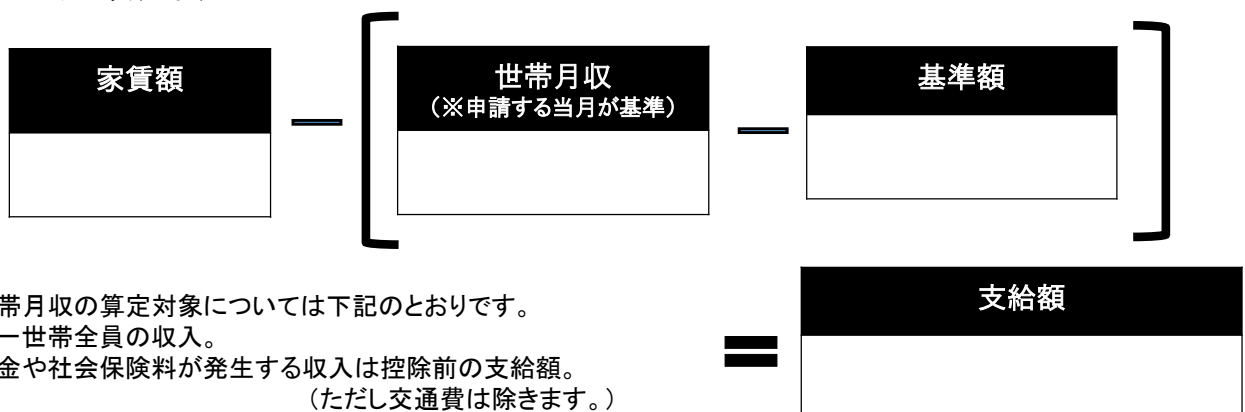
月額家賃のうち賃料分を支給。（上限額以内で管理費、共益費等除く。）※原則3か月間（延長の可能性あり）

ただし、世帯月収合計（総収入額）が一定額（基準額）以上の場合は、次に掲げる計算式によって算出した額となります。

▼上限額：①単身世帯43,000円 ②2人世帯52,000円
③3～5人世帯56,000円 ※6人以上世帯は別途上限あり

▼計算式：支給額 = 家賃額 - (世帯月収 < 総支給額 > - 基準額)

■支給額概算（※実際の決定額とは異なる場合がありますので目安となります。）



※世帯月収の算定対象については下記のとおりです。

- ①同一世帯全員の収入。
- ②税金や社会保険料が発生する収入は控除前の支給額。
(ただし交通費は除きます。)
- ③失業給付、年金、各種手当などの公的給付金。

4.住居確保給付金受給中の義務

支給期間中はハローワークの利用、くらし・しごと支援センターさやまの支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行うこと。就職活動を怠る方については、支給を中止します。

- ① ハローワークの職業相談（ ※毎月1回以上）
「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入及び確認印を受けること。
- ② くらし・しごと支援センターさやまでの面接（※毎月1回以上）
「求職活動確認票」を持参の上、求職活動の進捗状況や生活上の相談を受けること。
- ③ 求人先への応募など（※毎月1回以上）
「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」に求人先に対し行った求職活動の活動内容を記入し、報告を行うこと。

※報告は、**毎月10日までに**前月の活動内容を具体的に報告用紙に記入して提出すること。

求人広告をみるだけや求人サイトに登録しただけの場合は求職活動とは認められません。

活動方法はハローワークだけでなく、求人情報誌や新聞広告なども活用し、熱心に行うこと。

※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少している場合、②の活動を行うとともに、給与や収入を得る機会を増加させるための活動を行った報告が必要です。

※熱心な活動や、義務を行わない場合は支給を中止します。

5.その他住居確保給付金に関する事項

- 受給中に常用就職した場合は契約にお届出が必要です。
支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出。（収入額を確認できる書類を提出）
- 給与や、収入を得る機会が（休業等で）個人の都合によらず減少した事を理由に受給した場合、就労が以前と同じ様になった時（休業再開時等）にも届出が必要です。
- 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です。
- 支給額を変更できる場合があります。
- 住居確保給付金を中止する場合があります。
- 住居確保給付金の再支給ができる場合があります。
住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったが、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の受給ができる場合があります。※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- 住居確保給付金を返還してもらう場合があります。
住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還とともに、以降の住居確保給付金の支給も中止となります。

6.住居確保給付金 申請時に必要な種類

- ①生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
- ②住居確保給付金申請確認書（くらしごと追加様式）
- ③ハローワークの発行する「求職受付票ハローワークカード」の写し
※ 給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合には
初回申請時には提出は不要です。
- ④本人確認書類（以下のいずれかの写し）
 - ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・マイナンバーカード
 - ・健康保険証 ・住民票（住民登録証明書）
 - ・戸籍謄本 ・各種福祉手帳 ※顔写真のないものは2つ以上
- ⑤離職・廃業した日から2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、廃業届、雇用保険受給資格者証、給与振込があった通帳の写し等） ※提出が困難な場合は申立書（様式5）
※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写し。
- ⑥世帯全体の収入が確認できる書類の写し
 - ・収入のある全員分の給与（支払）明細書等
（社会保険料等天引前の総支給額（交通費除く）がわかるもの）
 - ・自営業者・個人事業主は（売上・経費の内訳のわかるもの）
 - ・預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
※インターネットバンク等の場合は明細や残高のわかるスクリーンショット
 - ・雇用保険受給資格証明書、年金手帳など
 - ・失業給付・年金・児童手当等 公的給付の支給額がわかるもの
- ⑦世帯全体の金融資産が確認できる書類の写し（金融機関の通帳など）
- ⑧賃貸借契約書の写し（賃貸期間や家賃額などが記載されているもの）
- ⑨入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）
又は、入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

～お問い合わせ先～

くらし・しごと支援センターさやま

（受託・運営：狭山市社会福祉協議会）

〒350-1306

狭山市富士見1丁目1番地11号

TEL 04-2956-7669 FAX04-2956-7668

ご利用時間 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）